

トップニュース

中古機械・設備・技術ラインの輸入に関する取り扱い

2015年11月13日、科学技術省は中古機械・設備・技術ラインの輸入に関する通達第23/2015/TT-BKHCHN号を発行した。中古機械・設備・技術ラインの輸入に関する2014年7月15日付科学技術省通達第20/2014/TT-BKHCHN号及び中古機械・設備・技術ラインの輸入停止に関する2012年9月6日付科学技術省通知第2527/TB-BKHCHN号は同日に失効する。内容は以下の通りである。

- 中古設備の輸入条件
 - ① 使用期間が10年間を超えないこと（ただし、特定の分野について、関係各省の大匠または省と同格の機関の長が必要と認めるときは、10年よりも短い期間を定めて、科学技術庁に通知することができる）
 - ② ベトナム国家技術基準（QCVN）、ベトナム国家標準（TCVN）または安全・省エネ・環境保護に関するG7各国の標準に従い製造されたこと
- 中古部品・付属品・代替部品の輸入条件
中古部品・付属品・代替部品の輸入は、企業が現に稼働している設備を修理・代替するために必要がある場合にのみ認められ、企業は、自ら輸入するか、または他の企業に委任して輸入することができる。は

ベトナム会計・税務

個人所得税（PIT）の取り扱い

2015年8月24日、ハノイ税務局はPITの取り扱いについて案内するオフィシャルレター第55162/CT-HTr号を発行した。内容は以下の通りである。

- 書式第23/CK-TNCN号について：
労働者が3ヶ月以上の臨時労働契約を締結した場合、その労働者が3ヶ月以上の臨時労働契約している出勤先が二つ以上あっても、組織・個人の利用者は累進課税表に従ってPITを控除する。また、3ヶ月以上の臨時労働契約書を締結した労働者は通達第156/2013/TT-BTC号と共に制定された書式第23/CK-TNCN号の対象とならない。
- PIT確定申告の委託について
労働者は3ヶ月以上の労働契約書を締結した一つの企業のみから給与・賃金を受領し、かつ、PIT確定申告を委託する時点で当該出勤先に働いている場合、確定年度に当該出勤先に12ヶ月連続で働かなくても、通達第111/2013/TT-BTC号第26条第

Meinan Accounting Vietnam Co., Ltd

ハノイ事務所：1410, Hapro Building, 11B Cat Linh St., Quoc Tu Giam Ward, Dong Da Dist., Ha noi,
電話：+84 4 6296 5726

ホーチミン事務所：6F, Thien Son Building, No.5 Nguyen Gia Thieu Str., Ward 6, Dist. 3, HCM City,
電話：+84 8 3930 5491

2d 項により出勤先に PIT 確定申告を委託することが出来る。

- 臨時労働契約書の締結を委託することについて:
組織の代表者は直接労働契約書を締結しない場合、労働傷病兵社会問題省が規定している合法的書式により他の者へ委任する。

事業条件に準拠していない企業に対する VAT 還付の取り扱い

2015 年 9 月 21 日、税務総局は事業条件に準拠していない企業に対する VAT 還付の取り扱いを案内するオフィシャルレター第 3865/TCT-KK 号を発行した。内容は以下の通りである。

企業法及び投資法に条件付分野として規定されている商品又はサービスの売買又は製造事業を営んでいる事業者で、企業法及び投資法に準拠した事業のライセンスを取得していない事業者は VAT の還付手続きをすることができない。

ベトナムその他

労働組合費を滞納した場合の処罰規定

2015 年 10 月 7 日、政府は労働・社会保険・契約書に基づくベトナム労働者の海外派遣の分野における行政処罰に関する政令第 95/2013/ND-CP 号の一部を改正した政令第 88/2015/ND-CP 号を発行した。

それによると、労働組合費を滞納する使用者は行政違反覚書作成時点の労働組合納付総額の 12% から 20% までの罰金を課せられ、最大 75,000,000VND まで課される。

- 労働組合費の未納及び滞納
- 法令等の定める金額に満たない額の労働組合費の支払い
- 対象となる労働者の人数に合致しない労働組合費の支払い

罰金額は支払うべき金額の 12% ~ 20%、最大 7,500 万ドン、さらに追加的制裁として、行政決定の日から 30 日以内に、未納額および国内商業銀行の発表する普通預金金利のうち最も高い利率による遅延利息を労働組合に支払わなければならない。

政令第 88/2015/ND-CP 号は 2015 年 11 月 25 日から有効となる。

本資料は情報提供のみを目的として作成されたものです。本資料記載の情報は、法律上、会計上及び税務上のいかなる助言を含むものではありません。Meinan Accounting Vietnam は、本資料に基づき発生するいかなる損害についても一切責任を負いません。本資料の詳細については、Meinan Accounting Vietnam までご連絡ください。

Meinan Accounting Vietnam Co., Ltd

ハノイ事務所：1410, Hapro Building, 11B Cat Linh St., Quoc Tu Giam Ward, Dong Da Dist., Ha noi,
電話；+84 4 6296 5726

ホーチミン事務所：6F, Thien Son Building, No.5 Nguyen Gia Thieu Str., Ward 6, Dist. 3, HCM City,
電話；+84 8 3930 5491